

別紙

令和7年度 京丹後市議会政務活動費

実績報告審査(調査)資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第5項及び第6項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

記

1 実績報告提出会派(無会派議員)名

翔和会

2 実績報告の期別

☒ 上半期分 ☐ 下半期分 ☐ 年度途中分

3 実績報告の額及び審査後の額

区分	実績報告の額	審査後の額	増減
調査研究費	37,555 円	37,555 円	0 円
研修費	0 円	0 円	0 円
広聴費	0 円	0 円	0 円
要請・陳情費	0 円	0 円	0 円
合計	37,555 円	37,555 円	0 円

令和7年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

会派等名

【 翔和会 】

☒ 上半期分
☐ 下半期分
☐ 年度途中分

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
1	条例	第3条	京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか	○	○	○
2	条例	第3条	使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか	○	○	○
3	条例	第5条	別表「政務活動費の対象となる経費」に該当するか	○	○	○
4	条例	第6条	活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か	○	○	○
5	条例	第8条	交付申請が提出されているか	○	○	○
6	条例	第9条	交付決定が通知されているか	○	○	○
7	条例	第10条第2項	(上半期の場合)実績の報告は10月10日(休日の場合、以後の最も近い休日でない日)までに提出されているか	○	○	○
8	条例	第10条第2項	(下半期の場合)実績の報告は3月31日(休日の場合、以前の最も近い休日でない日)までに提出されているか	-	-	-
9	条例	第10条第2項・第3項	実績報告書に、資料(経費の収支状況、領収証等)は添付されているか	○	○	○
10	条例	第10条第4項	交付対象期間を通じて実績の報告が無い場合、交付申請の取下げが提出されているか	-	-	-
11	条例	第14条	提出された書類の保存用コピーを作成したか	○	○	○
12	施行規則	第5条	実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか	○	○	○
13	施行規則	第5条第2項	交付申請の取下げの様式は様式第5号の2を用いており、必要事項に記入漏れはないか	-	-	-
14	施行規則	第8条	提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類(原本)を返却したか	×	○	○
15	施行規則	第9条第2項	交付の手続きに係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか(PDF保存)	×	○	○
16	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-①〕公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
17	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-②〕日当が支給されていないか	○	○	○
18	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-③〕宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	○	○	○
19	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-④〕市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
20	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑤〕燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	○	○	○
21	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑥〕ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	○	○	○
22	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑦〕レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	○	○	○
23	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑧〕タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
24	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑨〕議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-
25	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑩〕旅行業務取扱料金が算入されている場合、その中身が手配料金、相談料金であるか	-	-	-
26	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑪〕渡航手続代行料、旅行傷害保険等の損害保険加入料が算入されていないか	-	-	-
27	運用基準	第4-①	〔調査研究費(2)〕出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか	-	-	-
28	運用基準	第4-①	〔調査研究費(4)〕文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
29	運用基準	第4-①	〔調査研究費(5)〕視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	-	-	-
30	運用基準	第4-①	〔調査研究費(6)〕クレジットカードの利用証明が添付されている場合、当該売り上げが発生した者が発行する領収証も添付されているか	-	-	-
31	運用基準	第4-①	活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか	○	○	○
32	運用基準	第4-①	添付資料の中にウェブ画面のハードコピーがある場合、著作権を有する者の了解が得られた旨を補記しているか	-	-	-
33	運用基準	第4-①	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○

令和7年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
34	運用基準	第4-②	[研修費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
35	運用基準	第4-②	[研修費(1)-②]日当が支給されていないか	-	-	-
36	運用基準	第4-②	[研修費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
37	運用基準	第4-②	[研修費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
38	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
39	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
40	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか	-	-	-
41	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
42	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-
43	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑩]旅行業務取扱料金が算入されている場合、その中身が手配料金、相談料金であるか	-	-	-
44	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑪]渡航手続代行料、旅行傷害保険等の損害保険加入料が算入されていないか	-	-	-
45	運用基準	第4-②	[研修費(2)]会派、無会派議員単独で主催する研修会の場合、市内で開催されているか	-	-	-
46	運用基準	第4-②	[研修費(3)-①]講師の交通費、宿泊費は実費となっているか	-	-	-
47	運用基準	第4-②	[研修費(3)-②]講師の日当が算入されていないか	-	-	-
48	運用基準	第4-②	[研修費(3)-③]講師の食事代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	-	-	-
49	運用基準	第4-②	[研修費(3)-④]講師の謝礼金は算定根拠が明記されているか	-	-	-
50	運用基準	第4-②	[研修費(4)]政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会への参加である場合、内容が政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ市政に関するものであるか	-	-	-
51	運用基準	第4-②	[研修費(5)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
52	運用基準	第4-②	[調査研究費(6)]クレジットカードの利用証明が添付されている場合、当該売り上げが発生した者が発行する領収証も添付されているか	-	-	-
53	運用基準	第4-②	活動内容報告書、実施要領、案内文書等の書類が添付されているか	-	-	-
54	運用基準	第4-②	添付資料の中にウェブ画面のハードコピーがある場合、著作権を有する者の了解が得られた旨を補記しているか	-	-	-
55	運用基準	第4-②	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
56	運用基準	第4-③	[広報費(1)]広報誌(成果物)は会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
57	運用基準	第4-③	[広報費(2)]報告会の開催の場合、実施(参加)報告書、配布資料等が会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
58	運用基準	第4-③	[広報費(3)]広報誌作成の印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
59	運用基準	第4-③	[広報費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
60	運用基準	第4-③	[広報費(5)]クレジットカードの利用証明が添付されている場合、当該売り上げが発生した者が発行する領収証も添付されているか	-	-	-
61	運用基準	第4-③	[広報費(6)]広報内容の具体的な例に該当しているか	-	-	-
62	運用基準	第4-③	[広報費(7)]取り扱うことのできない各事例に該当していないか	-	-	-
63	運用基準	第4-③	実施要領、案内文書、広報誌等が添付されているか	-	-	-
64	運用基準	第4-③	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
65	運用基準	第4-④	[広聴費(1)]報告書、配布資料等は会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
66	運用基準	第4-④	[広聴費(2)]参加者等に謝礼を支出した経費が算入されていないか	-	-	-
67	運用基準	第4-④	[広聴費(3)]印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
68	運用基準	第4-④	[広聴費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
69	運用基準	第4-④	[広聴費(5)]クレジットカードの利用証明が添付されている場合、当該売り上げが発生した者が発行する領収証も添付されているか	-	-	-
70	運用基準	第4-④	活動内容報告、実施要領、案内文書が添付されているか	-	-	-
71	運用基準	第4-④	支出することができない経費の事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-

令和7年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
72	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(1)〕報告書及び要請・陳情書等が会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
73	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-①〕公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
74	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-②〕日当が支給されていないか	-	-	-
75	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-③〕宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
76	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-④〕市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
77	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-⑤〕燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
78	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-⑥〕ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
79	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-⑦〕レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
80	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-⑧〕タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
81	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-⑩〕旅行業務取扱料金が算入されている場合、その中身が手配料金、相談料金であるか	-	-	-
82	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(2)-⑪〕渡航手続代行料、旅行傷害保険等の損害保険加入料が算入されていないか	-	-	-
83	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(3)〕印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
84	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(4)〕文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
85	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(5)〕クレジットカードの利用証明が添付されている場合、当該売り上げが発生した者が発行する領収証も添付されているか	-	-	-
86	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(6)〕内容の各事例に該当する報告であるか	-	-	-
87	運用基準	第4-⑤	〔要請・陳情費(7)〕要請先として相当すると認められる要職者であるか	-	-	-
88	運用基準	第4-⑤	活動内容報告や要請・陳情書の写し等の書類が添付されているか	-	-	-
89	運用基準	第4-⑤	添付資料の中にウェブ画面のハードコピーがある場合、著作権を有する者の了解が得られた旨を補記しているか	-	-	-
90	運用基準	第4-⑤	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-

※ 実績報告書又は交付申請取下げ申出書を提出すべき期限

※ 今回の実績報告書又は交付申請の取下げが提出された日

※ 会派等担当者による内容の確認及び訂正の完了した日

令和7年 10月 10日

令和7年 9月 29日

令和7年 9月 29日

令和7年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートB(会派担当者用)

会派等名 【 翔和会 】

☒ 上半期分☐ 下半期分☐ 年度途中分[illegible]

訂正合計

0 箇所

0 円

訂正項目別内訳

【調査研究費】

0 箇所

0 円

【研修費】

0 箇所

0 円

【広報費】

0 箇所

0 円

【広聴費】

0 箇所

0 円

【要請・陳情費】

0 箇所

0 円